

京都市告示第429号

京都市中京老人福祉センターの電気設備に係る工事实施のため、京都市老人福祉センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市中京老人福祉センターについて次のとおり臨時休所します。

令和元年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市中京老人福祉センターについて、令和元年11月29日（金）の午前中（9時から12時まで）は臨時休所する。

ただし、電気設備に係る工事の完了時刻によっては、臨時休所を取りやめ開所、又は臨時休所を延長する場合がある。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課）